

議案第21号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（ <u>他の条例で定めるものを除く。</u> 以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第3条 新たに次に掲げる特別職の職員とな  
った者の報酬は、当該各号に定める日から  
支給する。

(1) 年額により報酬の額が定められてい  
る者 当該職員となった日の属する月の  
初日

(2) 月額により報酬の額が定められてい  
る者 当該職員となった日

第4条 特別職の職員（年額又は月額により  
報酬の額が定められている者に限る。）が  
次の各号のいずれかに該当するときは、そ  
れぞれ当該各号に定める期間までの報酬を  
支給する。

(1) 年額により報酬の額が定められてい  
る者が退職、免職その他の理由により職  
員の身分を失ったとき又は死亡したと  
き。 当該職員の身分を失った日又は死  
亡した日の属する月の末日まで

(2) 月額により報酬の額が定められてい  
る者が退職、免職その他の理由によりそ

(報酬の支給)

第3条 新たに特別職の職員となった者に  
は、その日から報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合  
であつて月の初日から支給するとき以外のと  
きの支給額は、その月の現日数を基礎とし  
て日割計算により算出した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、報酬の額が  
年額をもって定められている特別職の職員  
に新たになつた者には、その職員となつた  
日の属する月から報酬を支給する。

第4条 特別職の職員が退職、免職その他の  
理由によりその職を失ったとき、又は死亡  
したときは、その月分までの報酬を支給す  
る。

の職員の身分を失ったとき。 当該職員  
の身分を失った日まで

(3) 月額により報酬の額が定められてい  
る者が死亡したとき。 死亡した日の属  
する月の末日

第5条 第2条の規定にかかわらず、第3条  
及び前条の規定による報酬の額は、それぞ  
れ次の表で定める額とする。この場合にお  
いて、その額に1円未満の端数があるとき  
は、これを切り捨てた額とする。

第3条第1号の場合	当該職員となった日 の属する年の報酬の 算定となる期間を基 礎として月割りによ り計算された額
第3条第2号の場合	当該職員となった日 が月の初日である場 合はその月分の全 額、当該職員となっ た日が月の初日でな い場合は当該職員と なった日の属する月 の現日数を基礎とし て日割りにより計算 された額
前条第1号の場合	当該職員の身分を失 った日又は死亡した 日の属する年の報酬 の算定となる期間を 基礎として月割りに より計算された額
前条第2号の場合	当該職員の身分を失 った日の属する月の 現日数を基礎として 日割りにより計算さ れた額

(費用弁償)

第6条 略

(費用弁償)

第5条 略

(三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和50年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(分限)</p> <p>第7条 町長は、指導員が次の各号の<u>いずれかに該当する場合においては、これを免職することができる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 新たに指導員となった者には、指導員となった日の属する月の初日から報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 指導員が退職、免職その他の理由により指導員の身分を失ったとき又は死亡したときは、当該職員の身分を失った日又は死亡した日の属する月の末日までの報酬を支給する。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定による報酬の額は、指導員となった日又は指導員の身分を失った日若しくは死亡した日の属する年の報酬の算定となる期間を基礎として月割りにより計算された額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p>	<p>(分限)</p> <p>第7条 町長は、指導員が次の各号の<u>1に該当する場合においては、これを免職することができる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。